

長野市住民税非課税世帯等エアコン設置促進事業協力店を募集しています

長野市住民税非課税世帯等エアコン設置促進事業とは？

猛暑による熱中症リスクを踏まえ、住民税非課税世帯等のエアコン設置費の一部を助成する事業です。
 (国「重点支援地方交付金」活用、県「長野県住民税非課税世帯エアコン設置促進事業」協調助成事業)
 (令和8年度のみ実施)

| <p>対 象 者</p> | <p>申請日時時点で長野市に住民登録があり、居住する長野市内の住宅に稼働可能なエアコンが1台もない世帯のうち、(ア)から(ウ)のいずれかに該当する世帯の世帯主 ※1世帯1回限り</p> <p>(ア) 住民税非課税世帯 (令和7年度住民税非課税世帯が対象 令和8年6月9日までに申請書受付 令和8年度住民税非課税世帯が対象 令和8年6月10日以降に申請書受付)</p> <p>(イ) 生活保護受給世帯 (ウ) 中国残留邦人等支援給付受給世帯</p> | | | | | |
|--|--|--|--------|---------|--|---|
| <p>助成対象経費</p> | <p>エアコンの購入及び設置に伴う費用等 (市が申請書を受け付け、助成決定後に購入・設置されたエアコンが助成対象です。) (稼働可能なエアコンが1台もない事由が故障である場合、助成対象となるためには、併せて故障エアコンの撤去が必要です。また、故障エアコンが保証等で修理できる場合は、本助成金の対象外です。)</p> <table border="1" data-bbox="319 1182 1412 1406"> <thead> <tr> <th data-bbox="319 1182 861 1227">助成対象費用</th> <th data-bbox="861 1182 1412 1227">助成対象外費用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="319 1227 861 1406"> <ul style="list-style-type: none"> ・ エアコン本体、設置工事費等 〔 エアコン故障による付け替えの場合 〕 ・ 撤去費 ・ 廃棄・リサイクル費等 </td> <td data-bbox="861 1227 1412 1406"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 延長保証料 ・ そのほか、助成決定前に支払いが必要な費用 </td> </tr> </tbody> </table> | | 助成対象費用 | 助成対象外費用 | <ul style="list-style-type: none"> ・ エアコン本体、設置工事費等 〔 エアコン故障による付け替えの場合 〕 ・ 撤去費 ・ 廃棄・リサイクル費等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 延長保証料 ・ そのほか、助成決定前に支払いが必要な費用 |
| 助成対象費用 | 助成対象外費用 | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ エアコン本体、設置工事費等 〔 エアコン故障による付け替えの場合 〕 ・ 撤去費 ・ 廃棄・リサイクル費等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 延長保証料 ・ そのほか、助成決定前に支払いが必要な費用 | | | | | |
| <p>対象品目</p> | <p>○家庭用品品質表示法施行令に規定される「エアコンディショナー」 ○室温を下げるため、コンセントから直接給電する電気冷風機及びペルチェ式クーラー(充電式のもの、首元などの身体の一部のみを冷やす目的の品目を除く。) (同品目のものをすでに所持している場合は、「エアコンディショナー」のみ対象)</p> | | | | | |
| <p>助成率・助成金額</p> | <p>(ア) 非課税世帯 助成対象経費の3分の2(上限49,000円)※助成金額を超えた額は申請者自己負担 (イ) 生活保護受給世帯 及び (ウ) 中国残留邦人等支援給付受給世帯 助成対象経費の10分の10(上限73,000円)※助成金額を超えた額は申請者自己負担</p> | | | | | |
| <p>受付期間</p> | <p>令和8年4月1日(水)から 令和8年9月30日(水)まで ※申し込み多数の場合は、予算の上限に達し次第締め切ります。 (実績報告書兼請求書の提出期間は、令和8年11月30日(月)まで)</p> | | | | | |
| <p>書類入手方法</p> | <p>書類はコールセンターへ連絡、市ホームページからダウンロード、長野市役所第二庁舎2階福祉政策課窓口で入手してください。</p> | | | | | |

見積から購入までに通常よりも時間がかかります。有効期間の長い見積りにご協力をお願いします。

協力店登録をするとどうなるの？

市では、手持ち資金の無い非課税世帯等がエアコンを設置する方法として、受領委任払いによる助成を行います。申請者は助成金額分を差し引いた金額でエアコン購入ができるため、非課税世帯等がエアコンを購入しやすくなるメリットがあります。協力店登録は、受領委任払い方式を実施していただける販売事業者の登録です。

受領委任払い方式により、市から協力店へ支払われるのは助成金額のみです。助成金額以外は協力店から申請者に請求いただく必要があること、「実績報告兼請求書」等書類の作成が必要になることをご了承ください。登録をお願いします。

| 受領委任払い方式（協力店のみ） | 償還払い方式 |
|---|--|
| エアコンの購入・設置時に、申請者は助成金を差し引いた額を協力店に支払い、後日、市が協力店に助成金額分をお支払いする方式 | エアコンの購入・設置後に、市が申請者に直接、助成金をお支払いする方式 実績報告書兼請求書は申請者が作成し、市へ提出 |

協力店登録の手続き

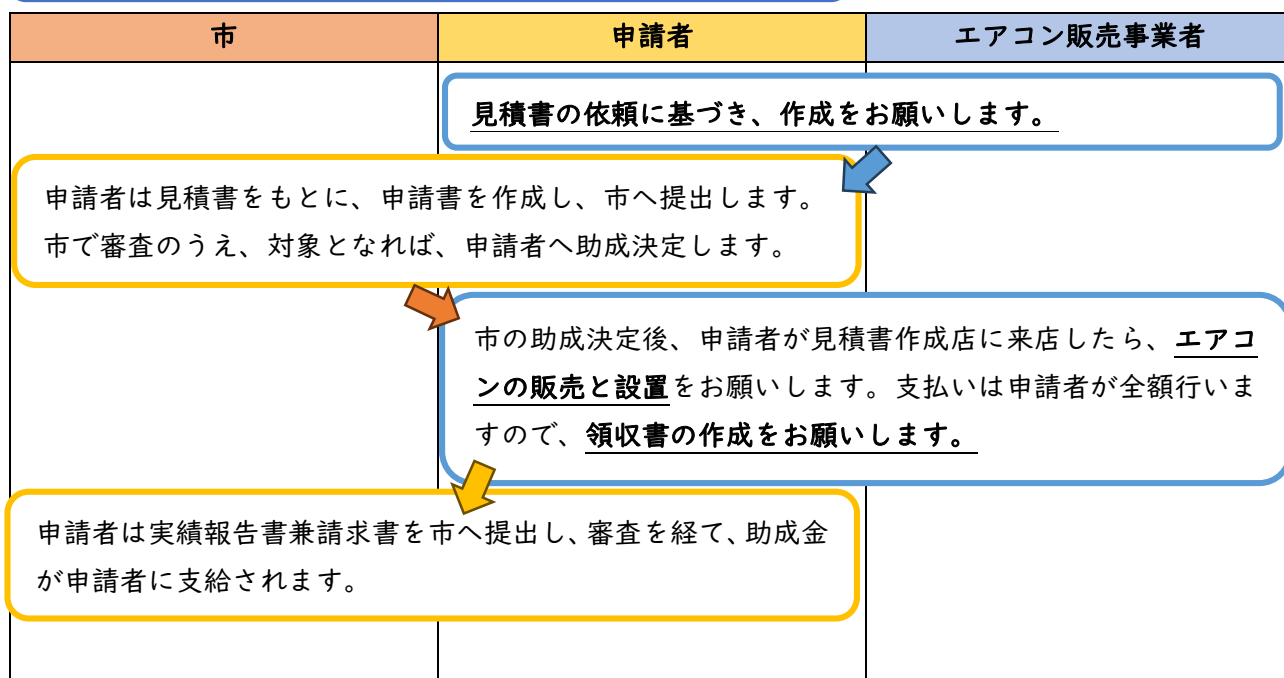
○協力店登録申請書の提出

協力店登録申請書に必要事項を記入し、長野市福祉政策課へ提出してください。

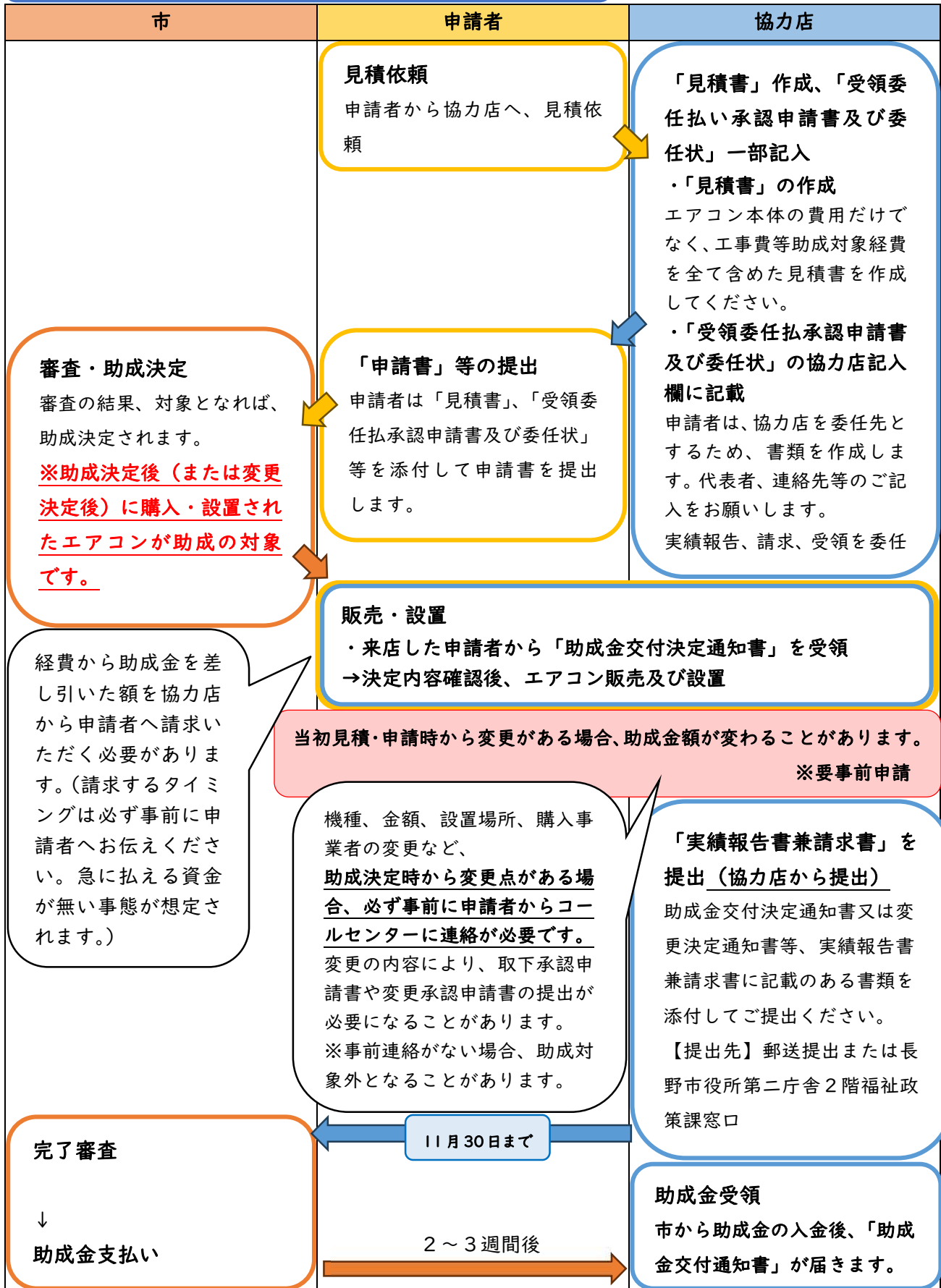
※登録申請書は、ホームページに掲載しています。提出は、メールまたは郵送にてお願いします。順次、協力店一覧に掲載させていただきます。

郵送提出先：〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地 長野市役所福祉政策課給付金担当
メールアドレス：fukushiseisaku@city.nagano.lg.jp

償還払い方式の流れ



受領委任払い方式の場合の流れ



〈お問い合わせ先〉 長野市役所 保健福祉部 福祉政策課 給付金担当
 メールアドレス fukushiseisaku@city.nagano.lg.jp 電話 026-224-9719